

動薬協会発 120 号
平成 29 年 7 月 10 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 4 の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生産施設を定める件の一部を改正する件の公布について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知(29 消安第 1961 号)がありましたので、お知らせします。

29 消安第 1961 号

平成 29 年 7 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省 消費・安全局長

犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 4 の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生産施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、平成 29 年 7 月 5 日農林水産省告示第 1099 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 4 の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生産施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



(略)	(略)
国立農業獣医調査研究所	ホルトガル リスボン市所在
(略)	(略)

(略)	(略)
国立獣医調査研究所	ホルトガル リスボン市所在
(略)	(略)

○農林水産省告示第九十九号

犬等の輸出入検査規則(平成十一年農林水産省令第六十八号) 第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四の規定に基づき、平成十六年十二月二十一日農林水産省告示第二千九十三号(犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四の規定に基づき、農林水産大臣が指定する生産施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十九年七月五日 農林水産大臣 山本 有二

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。これに加えて、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

改 正 前

犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四に規定する農林水産大臣が指定する施設は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名称	施設所在地
(略)	(略)
(前号)	(前号)
(略)	(略)
リパティ リサーチ社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ウエイバリー ステイト・ルート・十七シー 一七〇
オリエントバイオ社 ウムソン プリー	大韓民国 忠清北道 陰城郡 大所面 城本里 六〇三一一
デインクセンター	(略)

犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四に規定する農林水産大臣が指定する施設は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名称	施設所在地
(略)	(略)
コーバンス リサーチ プロダクツ社 ミシガン施設	アメリカ合衆国 ミシガン州 カラマズー サウス・シックス・ストリート 六三二二
(略)	(略)
リパティ リサーチ社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ウエイバリー ステイト・ルート・十七シー 一七〇
(新設)	(新設)
(略)	(略)

○経済産業省告示第六十号

重要電源開発地点の指定に関する規程(平成十七年経済産業省告示第三十一号) 第四条第五項の規定に基づき次の表の地点を重要電源開発地点として指定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。
平成二十九年七月五日 経済産業大臣 世耕 弘成

重要電源開発地点の名称 【所在地の名称】	事業者の名称及び住所	発電所の位置	発電原動力の種別	利用河川		方式	最大出力(kW)	ダムの位置	取水口の位置	放水口の位置	水面積(㎡)
				水系名	河川名						
玉川第二	東北自然エネルギー株式会社 仙台市青葉区一番町3丁目7番1号	山形県西置賜郡小国町	水力	荒川	玉川	流込式・水路式	14,500	山形県西置賜郡小国町	同左	同左	188